

委員意見について

後藤 委員	p. 1
齋藤 委員	p. 5

「委員長提案：今後の基準制度の在り方について」への継続意見

委員 後藤伸一

((公社) 日本建築士会連合会法制度本委員会副委員長)

以下の2点につき、継続意見を述べます

(1) 「今後の基準制度のあり方について「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」(第1次報告)についての追加意見

意見：「3. 住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方」(14頁-17頁)については、一応の方向性や検討すべき課題等は示されたものの、今後、実効性のある方策を実施していくために、さらに踏み込んだより具体的な方法の検討、提示等が必要ではないか。

具体的には

- ①耐震診断における診断業務は、答申にあるとおり適切な講習を受けた建築士の関与を前提とするしくみを推進する。
- ②耐震改修設計については、建築士の業務独占の範囲とリンクし、補助対象とする建築物では設計に当該建築士の関与の義務付けする。
- ③耐震改修については、設計図書のとおり実施されているかどうかのチェックが為されないケースも多いので、補助対象とする建築物では工事監理の実施を前提とする。
- ④不動産取引に係る重要事項の説明事項は、耐震診断の有無のみだが、改修の有無(当該改修設計の第三者評価の有無も含め)も説明事項とすべき。
- ⑤耐震改修後にカバー工法などを採用した場合、既存不適格とならないような面積算定に関する規定を明示してほしい。
- ⑥現在特に定めがなく、一元化されていない耐震性を確保している建築物の表示(ラベリング)については、法的な表示制度を創設すべきである。

(コメント)

現在、民間建築物の耐震改修については、耐震改修促進法によるものではなく、自主改修によるものが多数。こうした自主改修の場合には、公的な耐震性能の技術審査等の対象とならず、また改修の前提条件となる耐震診断についても新築、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替えに該当しない場合には、診断者の資格要件も問われないこと等から、結果的に性能が十分検証されず責任等も曖昧なまま改修が実施されているケースが多い。もちろん耐震診断費用補助対象とする場合には建築士の関与が前提となるが、基本的には耐震性能の技術審査、技術判定手続きのしくみそのものを合理化する(例えば確認検査並みに実施)等の制度改善が必要で、そのために耐震改修設計資格の明確化や公的組織による性能審査の一元化等の対応が望まれ

る。また、耐震化促進のためにはさらなる技術判定手続きの簡素化や既存不適格部分の規制緩和などが必要（例えば、エキスパンションジョイントによる増築や一戸建て住宅の増築の場合の、既存部の耐震化の緩和など）ではないか。

基本的には、診断や改修工事費用の補助、助成などの改修促進を支援するしくみの充実や措置の実施が必要であるが、既存建築物の改修への動機づけ、意思をそぐような規制は結局耐震化促進に繋がらない。逆に表示制度などを積極的に活用して、改修に向けたインセンティブを高めていく推進策などが効果的である。

（２）効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討

意見 1：特に構造計算適合性判定については、審査の適正化のために、以下のような方策を検討すべきである。

—現状の構造計算適合性判定については、何が問題となっているのか。—

現在では、建築士法改正によって構造設計 1 級建築士制度が誕生している。この制度は構造計算適合性判定のしくみが出来た後に施行された。つまり、構造計算適合性判定の趣旨の基本にあるダブルチェックのしくみには、構造設計 1 級建築士の関与自体が想定されていなかった。現在では一定の建築物について構造設計 1 級建築士の関与が義務付けられ、申請側の能力が大きくアップしたことで、構造審査においてはすでに一定のダブルチェック機能が働いていると考えられる。

また、申請者が確認申請にあたり事前申請が必要な構造設計の適合性判定について、判定機関を選べないというしくみは、同一の性能確保に向けてさまざまな技術的方法があり得る工学的な見解に対する審査に不可欠な十分な事前相談（説明や相互の理解に向けた技術的な議論等）の実施が前提になっていない限り、基本的には現実的な制度としては方法的に無理がある。

構造設計 1 級建築士が誕生し、実際の業務にあたっている現状では、こうした状況を踏まえて、不均衡や不合理なしくみを再考し、改善するべきではないか。そのために以下の提案を行う。

（提案）

適判員と確認検査員とのダブルチェック機能は残しつつ、構造設計 1 級建築士が確認したものに限っては、適判員を擁する確認検査機関（同一の組織）で確認審査と適合性判定を審査できるようにするのも一方法ではないか。あるいは構造設計 1 級建築士が確認したものに限っては、適合性判定機関の選択に制限を設けないようにすれば、構造計算適合性判定、審査等における極端な地域格差は解消できるのではないか。

（コメント）

現在の構造計算適合性判定のしくみには、構造設計 1 級建築士の関与自体が想定されて

いないことから、法改正（構造設計一級建築士の誕生）後のしくみへの効率的な適合を目的として、その活用と現状の運用の問題点（審査期間の長期化、ダブルチェックの実効性、工学的判断の方法論の課題など）を解消することを同時に実現するために、申請側の審査能力の向上の実態を踏まえて、上記の提案をする。

適判機関の審査の主たる目的は、確認検査機関の通常の適合性判定に馴染まない一部の構造計算過程を適判員が工学的判断に基づき判定することにあると理解する。このため、構造規定の確認審査には、確認検査機関の確認検査員と適判機関の適判員との両機関の専門家の審査が必要とされるが、両機関のタスキ掛け審査は、適判員を擁しない確認検査機関の能力を補完するとともに、一部の審査については、両機関の専門家によるダブルチェックとなっている。そこで、特に審査側で構造設計一級建築士の関与が法的に義務付けられている現状では、適判員を擁する確認検査機関において、確認検査員と適判員とによる審査を現行と同じ責任体制で行えば、審査レベルは変わることなく審査の合理化が可能と思料するので、構造設計一級建築士の関与を前提に同一機関で確認検査と構造適判の審査をできるよう制度の改善を求める。また地域によっては実質的に審査機関の選択が限られていることが、地域格差として問題になっているので、提案の制度が実現すれば、機関選択の幅が拡大し、申請者と審査者双方の協議の円滑化が期待される。

意見 2：確認検査機関による確認審査については、総合的な視点から現在のシステムの見直しが必要と考える。具体的には以下の検討事項、提案がある。（継続提案）

（コメント）

- ①確認検査機関による確認審査そのものが硬直化し、極めて非能率的な作業（膨大な意味のない資料を形式的に揃えざるを得ないなど）を申請者が強いられている現状を改善するために、
 - i) 添付図書を不要とする確認審査の省略。例えば、シックハウス関連資料など（市場に出回っている建材は規定に適合する製品である）。
 - ii) 工事着工後の計画変更手続き等の改善を含め、専門家の審査における裁量の範囲をより広げるべきではないか。
- ②新材料や新技術などの適用について、専門家審査の活用を更に拡大し、例えば旧 38 条（大臣認定）的な弾力的運用条項を復活することは考えられないか。
- ③完了検査の受検の徹底。完了検査未交付の使用制限や施工者の引渡しに対する責任の明確化。
- ④民間の確認検査機関による確認審査が申請処理の 8 割以上を占めている現状から、また民間の確認検査機関においても、結局集団規定については特定行政庁の意見や判断を求めている実態から、単体規定は基本的には民間の確認検査機関に審査を委ね、集団規定は特定行政庁で審査するようしくみに変えていくべきではないか。

より具体的な方法の検討は今後の課題であるが、わが国における地域の自治や文化性、特有の環境の質や景観等を担保する上でもそれが望ましいのではないか。

⑤増改築等において、より積極的な建築士の活用等を提案する。

増改築等に係る診断や改修設計における建築士の活用、すなわち、建築物の規模等に応じた構造設計一級建築士の活用、一定規模のテナント内装工事等における建築士の関与の義務付け、設計及び工事監理責任の明確化、診断、改修設計業務における委託契約環境の整備など総合的な施策を推進していく必要がある。

以上

2013年3月16日

社会資本整備審議会

建築基準制度部会

部会長 久保 哲夫 殿

委員 齋藤 拓生

適判機関の審査対象範囲について（意見）

適判機関は、構造計算偽装事件の発生をふまえ、そのような事件の再発防止のために、設置されたものであるが、適判機関は、これまで、誤った構造計算の是正に大きな役割を果たしてきた。

したがって、適判機関の現在の審査対象範囲を維持することが必要かつ有用であると考ええる。

仮に適判機関の審査対象範囲を見直すのであれば、当部会において、適判機関その他関係者からのヒアリングを行うなどして慎重に審議する必要があると考ええる。

以上